

社会保険上(健康保険)の扶養家族とは？



税法上と社会保険上(健康保険)では「扶養家族(以下「被扶養者」という。)になれる基準」が違います。

社会保険上(健康保険)の被扶養者の実務的な例をあげました。(法律上は下記以外にも制約がありますが、敢えて言及しておりません。)

CASE 1

夫 会社員

妻 専業主婦



妻が無職無収入で夫の収入で生活している場合は被扶養者である。

CASE 2

夫 会社員

妻 パート



妻の年収[※]が**130万円未満**であれば被扶養者になれる。
(1ヵ月平均108,000円以下が目安だが、所得税法上の被扶養者(年収103万円以下)でなくなるため現実的には1ヵ月平均85,000円以下に抑えるケースが多い。)

※ 年収⇒給与明細の総支給額の年間合計額のこと。
失業中の**失業保険**や老後の**年金収入**も年収に含まれる。

CASE 3

夫 会社員

妻 会社員



妻は妻で社会保険料(健康保険料)を給与から天引きされる。
夫の被扶養者ではなく、妻本人が被保険者である。

ここに
注意!

・CASE 2のパートの妻の年収が130万円を超える場合、妻は原則として扶養家族にはなれません。
一方、「勤め先の会社において社会保険(健康保険)に入れない!」ということがよくあります。つまり、夫の被扶養者にもなれず、自分も被保険者になれない状態です。できれば避けたい状況ですが、現実的には、妻は国民健康保険に入ることになります。

・60歳以上の人(すなわち年金がもらえる人)は「年収130万」ではなく「年収180万円」になります。
もちろん年収には年金が含まれます。